

資料 10-2

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法
の一部を改正する法律（平成30年法律第41号）
の施行に伴う省令の改正について
(諮詢第4号)

資料 10-2-1 諒問書

資料 10-2-2 説明資料



諮詢 第 4 号

平成 30 年 8 月 24 日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 多賀谷 一照 殿

總務大臣 野田 聖子

諮詢 書

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第41号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号。以下「法」という。）第18条の2第2項第1号及び第18条の3第2項の總務省令を定めるため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成19年總務省令第98号）の一部を改正することとしたい。

については、法第32条の2第1号の規定に基づき、別添省令案について諮詢する。

別添

○ 総務省令第 号

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第二百一号）第十八条の二第一項第一号及び第十八条の二第二項の規定に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令（平成十九年総務省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

（一）次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(不可欠な費用の額の算定方法)</p> <p>第十一条の二 法第十八条の一第一項第一号の総務省令で定める方法は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合計して算定する方法とする。</p> <p>一 郵便局（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第二百号）第一条第四項に規定する郵便局をいい、同法第六条第一項第一号に規定する日本郵便株式会社の営業所を含む。以下この号及び次条において同じ。）あまねく全国において郵便局で郵便の役務（簡易な貯蓄、送金及び債権債務の済済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務（次号及び次条において「郵政事業に係る基本的な役務」という。）が利用できるようになることを確保するものとなるよう）に郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における次に掲げる費用の額の合計額</p> <p>（人件費）</p> <p>（賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用）</p> <p>（現金の輸送及び管理に要する費用）</p> <p>（固定資産税及び事業所税）</p> <p>二 簡易郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百三十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局をいう。以下この号において同じ。）簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようになることを確保するための最少限度の委託に要する費用の額</p> <p>(拠出金の額の算定方法)</p> <p>第十一条の三 法第十八条の二第一項の総務省令で定める方法は、同項に規定する合計額を、次の各号に掲げる費用に相当する額ごとに、当該各号に掲げる方法により按分する方法とする。</p> <p>一 前条第一号及びロに掲げる費用（ロに掲げる費用にあつては、郵政事業に係る基本的な役務の利用者の用に供するものに限る。）郵政事業に係る基本的な役務の利用者の範囲及び利用状況を勘案して、郵便窓口業務（日本郵便株式会社法第二条第一項に規定する郵便窓口業務をいう。第三号において同じ。）、銀行窓口業務（同条第二項に規定する銀行窓口業務をいう。第三号において同じ。）又は保険窓口業務（同条第三項に規定する保険窓口業務をいう。第三号において同じ。）において見込まれる利用者による郵便局の利用の度合に応じて按分する方法</p> <p>（前条第一号ロ（前号に掲げる費用を除く。）、ハ及びニ並びに同条第一号に掲げる費用日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）別表に規定する整理方法に準ずる方法により按分する方法）</p> <p>二 郵便局ネットワーク支援業務（法第十八条の二第一項に規定する郵便局ネットワーク支援業務をいう。）に関する事務の処理に要する人件費、物件費その他の費用（第一号及び前号に掲げる費用に相当する額を、それぞれ当該各号に掲げる方法により郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務に按分して得た額の合計額に応じて按分する方法）</p> <p>(端数計算)</p> <p>第十一条の四 法第十三条第一項第三号イの交付金又は法第十八条の二第一項の拠出金の額に百</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

田未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

（拠出金の額の算定方法に関する経過措置）

第二条 平成三十一年四月一日の属する年度（改正法附則第二条に規定する年度をいう。）におけるこの省令による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令第十一条の二の規定の適用については、同条第三号中「郵便局ネットワーク支援業務をいう。」とあるのは「郵便局ネットワーク支援業務をいう。以下この号において同じ。」と、「その他の費用」とあるのは「その他の費用（前年度における郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要した費用を含む。）」とする。

交付金・拠出金の算定方法に関する省令案について

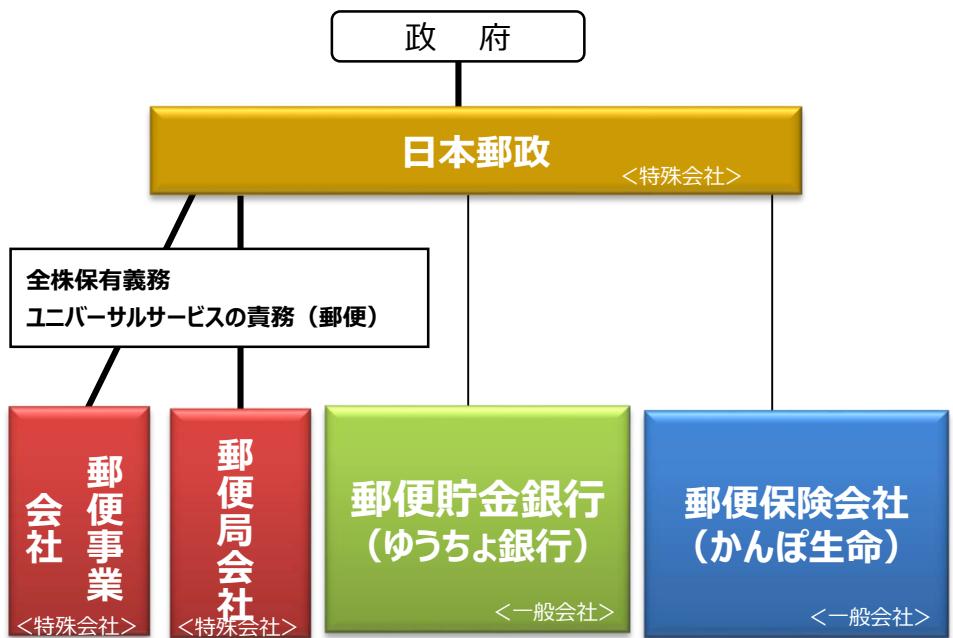
(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第41号)関係)

平成30年8月24日
総務省
情報流通行政局
郵政行政部

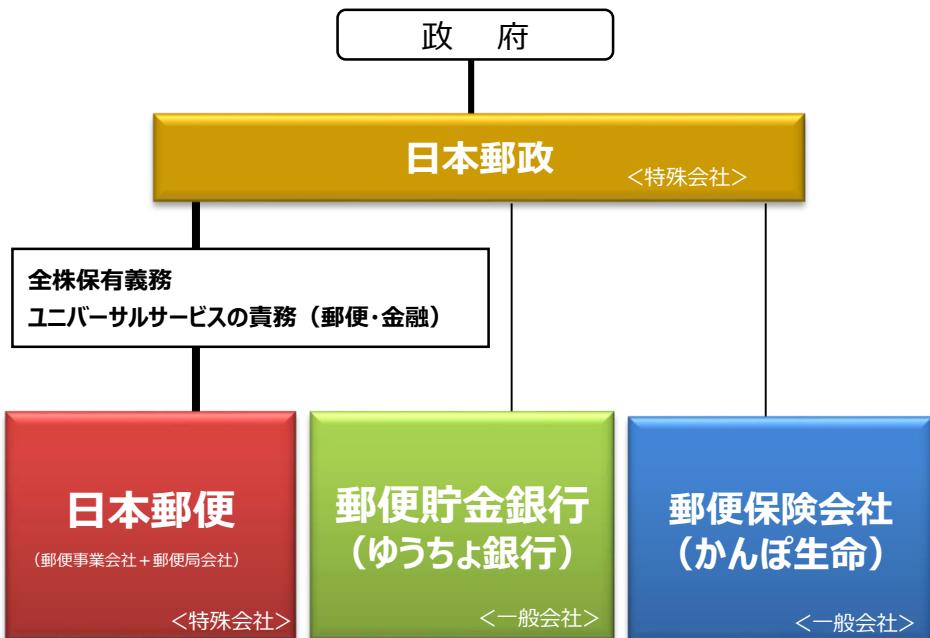
郵政民営化と日本郵政グループの変遷

- 平成19年10月、郵政民営化法に基づき郵政事業は民営化され、日本郵政(株)、郵便事業(株)、郵便局(株)、(株)ゆうちょ銀行、(株)かんぽ生命保険の5社体制の日本郵政グループが発足した。その際、民営化前の郵便貯金・簡易生命保険を管理すること等を目的として、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)が設立された。
- 平成24年10月に改正郵政民営化法に基づき、郵便事業(株)と郵便局(株)が統合し日本郵便(株)となったことで、日本郵政グループが4社体制へ再編された。また、これまでの郵便サービスに加え、金融サービスについてもユニバーサルサービスとして位置付けられた。

【平成19年 郵政民営化時の日本郵政グループ】



【平成24年 再編後の日本郵政グループ】

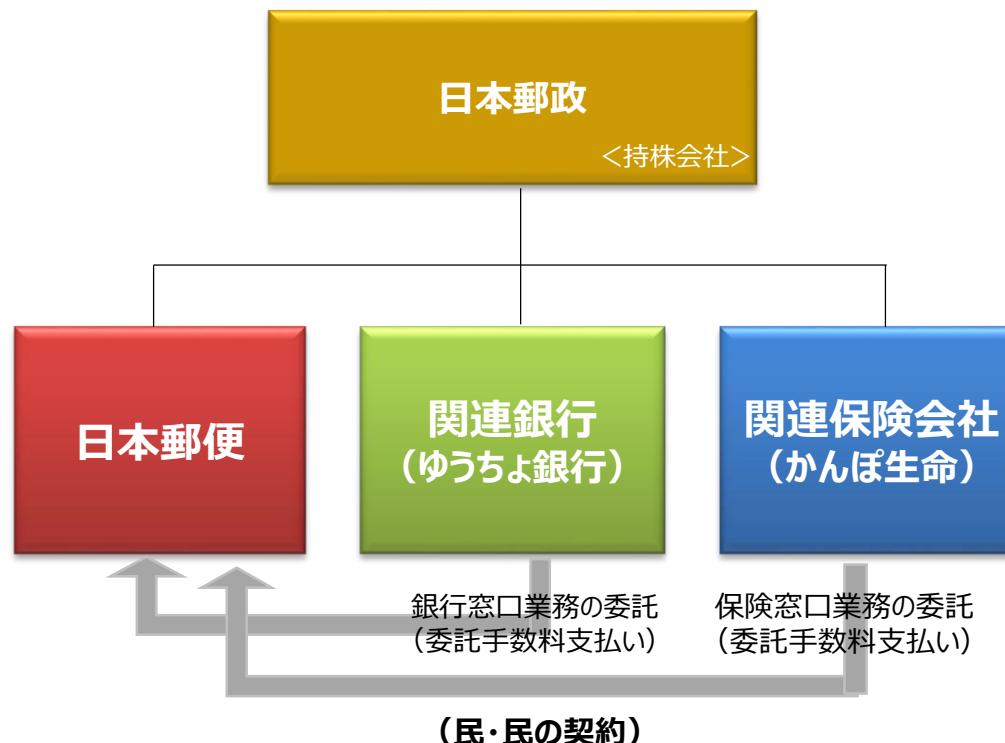


(独) 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

民営化前の郵便貯金及び簡易生命保険を旧日本郵政公社から引き継ぎ、適正かつ確実に管理するとともに、これらに係る債務（政府保証）を確実に履行することを目的として設立された。

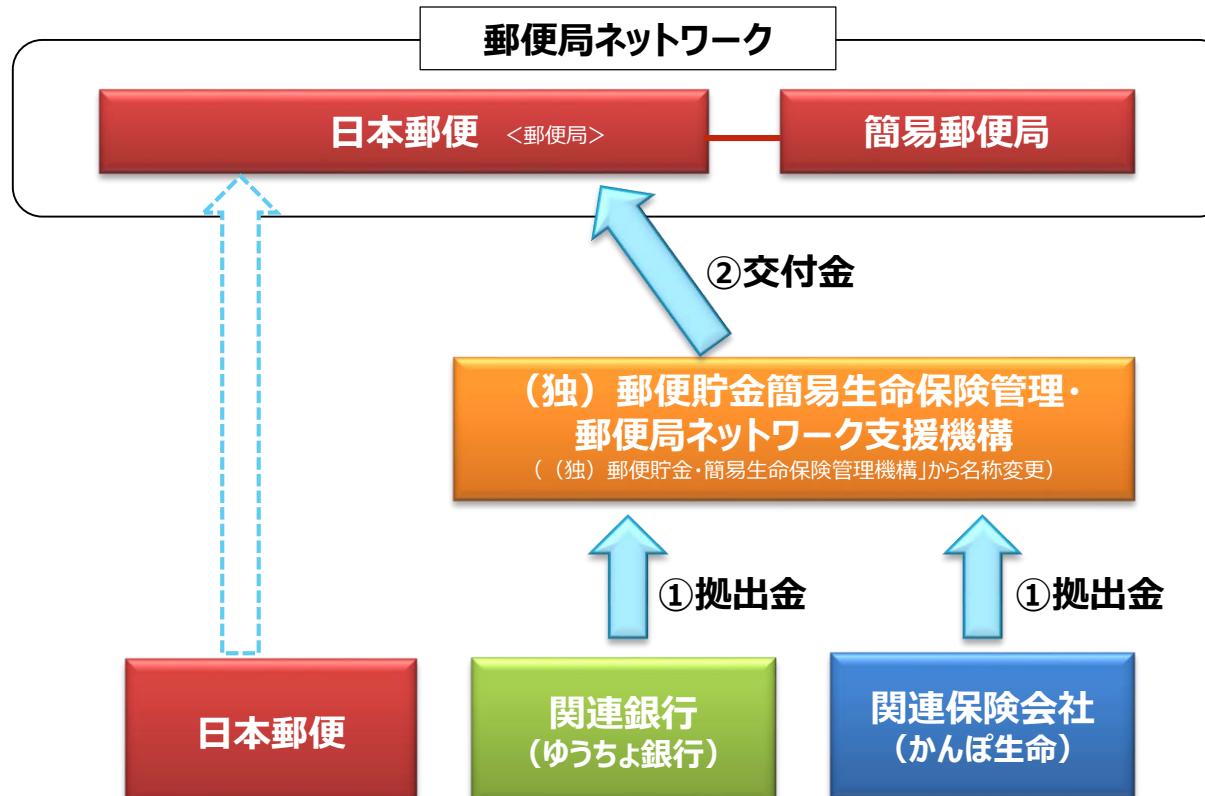
郵政事業のユニバーサルサービスの現状

- 日本郵政(株)・日本郵便(株)は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できるようする責務を有する(=郵政事業のユニバーサルサービスの提供)。(郵政民営化法第7条の2第1項、日本郵政株式会社法第5条第1項、日本郵便株式会社法第5条)
- 現在、郵政事業のユニバーサルサービスは全国の郵便局及び簡易郵便局(約2万4,000局)において提供されているが、貯金・保険のサービスについては、関連銀行(ゆうちょ銀行)・関連保険会社(かんぽ生命)が日本郵便に対して銀行窓口業務・保険窓口業務を委託し、委託手数料を支払う形(民・民の契約)となっている。



郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度について

- 本年6月、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度を創設する「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律」(改正法)が成立。
- 平成31年4月から、改正法が全面施行され、機構が、日本郵便への交付金の交付及び関連銀行(ゆうちょ銀行)・関連保険会社(かんぽ生命)からの拠出金の徴収を実施。



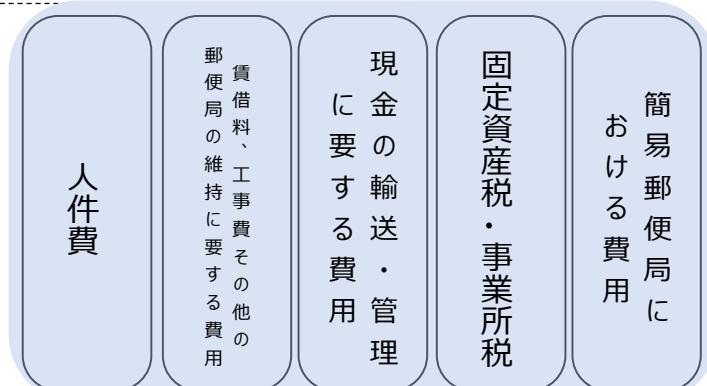
交付金・拠出金の算定方法について(基本的な考え方)

改正法において、

- 機構が日本郵便に対して交付する**交付金の額**は、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局で郵政事業のユニークサービスが利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用（基礎的費用）の額として算定した額（日本郵便負担分を除く。）とされている。
- 機構が関連銀行・関連保険会社から徴収する**拠出金の額**は、基礎的費用及び機構の事務経費を、郵便・貯金・保険窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分した額とされている。

郵便局ネットワークの維持に要する費用

あまねく全国において郵便局で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用
(機構法第18条の2第2項第1号)



日本郵便負担分※
関連銀行負担分※
関連保険会社負担分※

※ 機構の事務経費を含む。

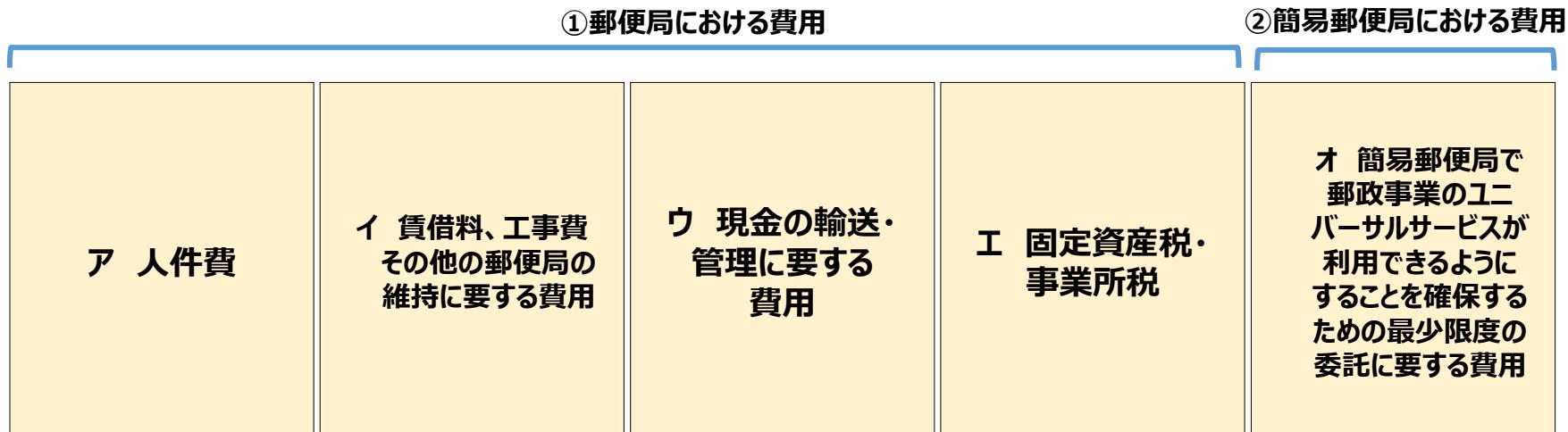
交付金の算定方法について

改正法の概要（交付金関係）

- 機構が年度ごとに日本郵便に交付する交付金の額は、あまねく全国において郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用（基礎的費用）の額として総務省令で定める方法により算定した額から、日本郵便に係る按分額を控除した額としている。（機構法第18条の2）
→ **基礎的費用の算定方法について、省令に委任**

省令案の概要

- 基礎的費用の算定方法として総務省令で定める方法は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎として、以下の①及び②を合計する方法とする。
 - ① 郵便局（約20,000局）で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における以下のア～エの費用
 - ② 簡易郵便局（約4,000局）で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用



拠出金の算定方法について

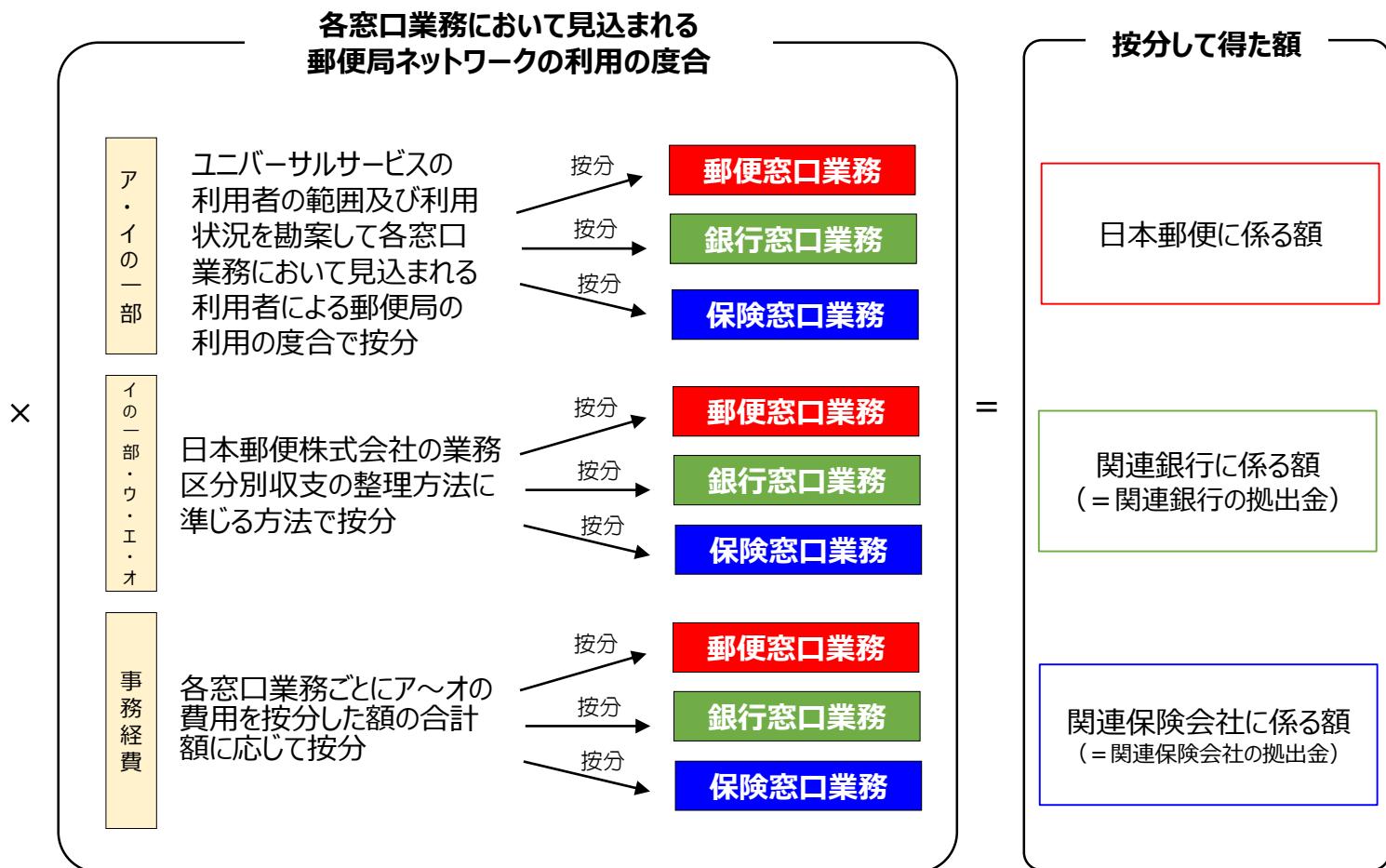
改正法の概要（拠出金関係）

- 機構が関連銀行・関連保険会社から徴収する拠出金の額は、**総務省令で定めるところにより**、郵便窓口業務・銀行窓口業務・保険窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて、基礎的費用及び機構の事務経費の合計額を按分した額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額としている。（機構法第18条の3）
→ **拠出金の額の算定方法について、省令に委任**

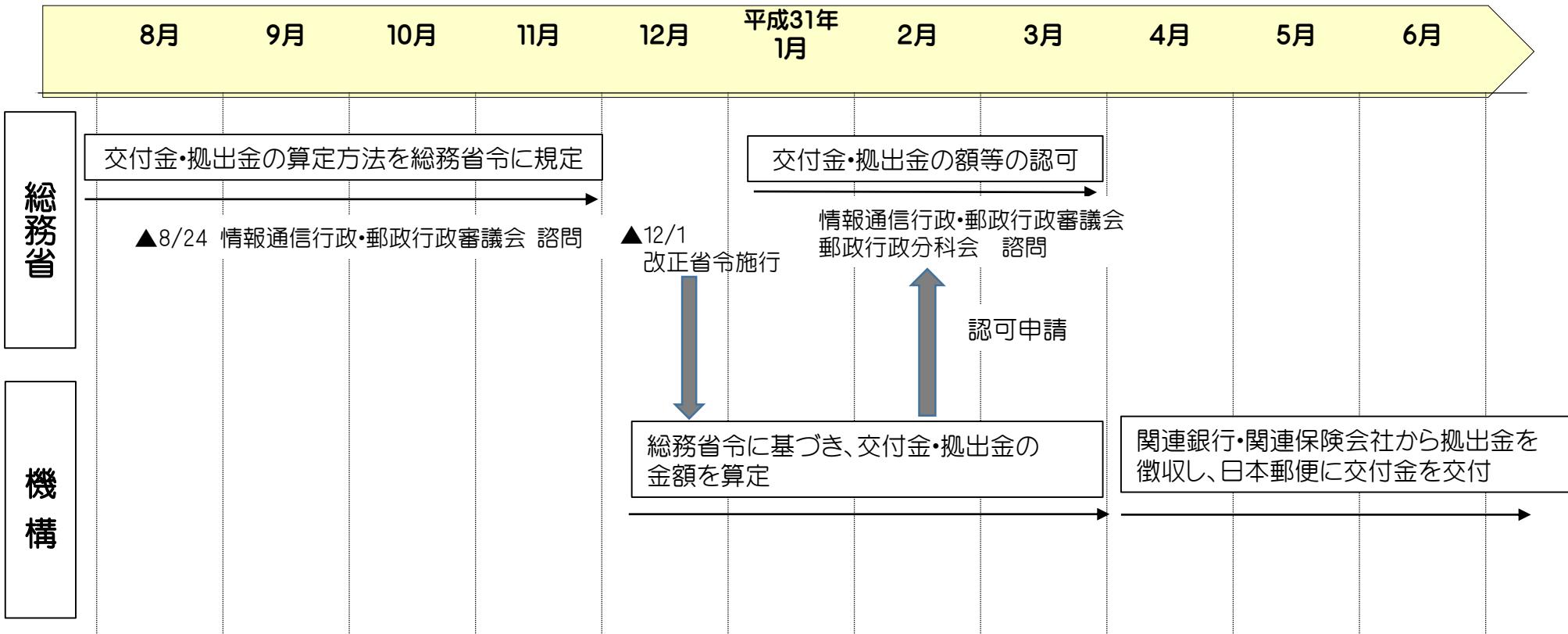
省令案の概要

基礎的費用

- ア 人件費
- イ 貸借料、工事費、その他の郵便局の維持に要する費用
- ウ 現金輸送・管理に要する費用
- エ 固定資産税・事業所税
- オ 簡易郵便局における費用



今後の想定スケジュール



(参考)独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の概要

「郵政事業のユニバーサルサービスの提供者が郵便局ネットワークを支える」観点から、郵便局ネットワーク維持の支援のための交付金・拠出金制度を創設し、郵政事業のユニバーサルサービス提供の安定的な確保を図る。

【現行】

日本郵便と関連銀行・関連保険会社との間の
「民・民」の契約

ユニバーサルサービスのコスト負担方法



【改正後】

- ・**基礎的費用**は「交付金・拠出金」制度で賄う
- ・それ以外の費用は従前どおり「民・民」の契約で決定

交付金・拠出金制度の創設

郵便局ネットワーク支援業務

- 機構の業務に、②郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てるための交付金の交付、④拠出金の徴収を追加

交付金・拠出金

- 日本郵便に対し、下記①から②を控除して得た額の交付金を交付
 - ① 郵便局ネットワークの維持に要する**基礎的費用**の額
 - ② 下記③の按分して得た額のうち日本郵便に係る額

※「**基礎的費用**」= 郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用
- 郵便局ネットワーク支援業務に要する費用に充てるため、関連銀行・関連保険会社から、下記③の額の拠出金を徴収
 - ③ 上記①の額及び事務費相当額の合計額を、日本郵便・関連銀行・関連保険会社の各業務において見込まれる郵便局ネットワークの**利用の度合**に応じて按分して得た額のうち、関連銀行・関連保険会社に係る額
- (交付金・拠出金の額等につき) 総務大臣の認可 ➤ 資料提出・公表

機構の名称等の改正

機構の名称

機構の名称を「郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に変更

機構の目的

機構の目的に「郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業のユニバーサルサービスの提供の確保を図ること」を追加

機構の役員

理事を1名から2名に変更

制度開始日等

制度開始日

平成31年4月1日

検討

交付金の規定等について検討し、必要があれば所要の措置

参照条文

◎ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十一号)による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)(抄)

(交付金の交付)

第十八条の二 機構は、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。)ごとに、日本郵便株式会社に対し、第十三条第一項第三号イの交付金(以下単に「交付金」という。)を交付する。

- 2 前項の規定により日本郵便株式会社に対して交付される交付金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - 一 郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局(日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局をいい、同法第六条第二項第二号に規定する日本郵便株式会社の営業所及び簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項に規定する簡易郵便局を含む。)で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額
 - 二 次条第二項の按(あん)分して得た額のうち日本郵便株式会社に係る額
- 3 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。
- 4 機構は、前項の認可を受けたときは、日本郵便株式会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、交付すべき交付金の額(第二項各号に掲げる額を含む。)及び交付方法を通知しなければならない。

(拠出金の徴収)

第十八条の三 機構は、年度ごとに、第十三条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務(以下「郵便局ネットワーク支援 業務」という。)に要する費用に充てるため、関連銀行及び関連保険会社から、拠出金を徴収する。

- 2 前項の規定により関連銀行及び関連保険会社から徴収する拠出金の額は、前条第二項第一号に掲げる額及び郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額の合計額を、総務省令で定める方法により、次の各号に掲げる者の当該各号に定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按(あん)分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額とする。
 - 一 日本郵便株式会社 日本郵便株式会社法第二条第一項に規定する郵便窓口業務
 - 二 関連銀行 日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務
 - 三 関連保険会社 日本郵便株式会社法第二条第三項に規定する保険窓口業務
- 3 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、第一項の拠出金(以下単に「拠出金」という。)の額を算定し、当該拠出金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。
- 4 機構は、前項の認可を受けたときは、関連銀行及び関連保険会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき拠出金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。
- 5 関連銀行及び関連保険会社は、前項の規定による通知に従い、機構に対し、拠出金を納付する義務を負う。

(審議会等への諮問)

第三十二条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 第十八条の二第二項第一号又は第十八条の三第二項の総務省令を定めようとするとき。
- 二 第十八条の二第三項又は第十八条の三第三項の規定による認可をしようとするとき。

参照条文

◎ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（郵政事業に係る基本的な役務の確保）

第七条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。

2 （略）

◎ 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（抄）

（責務）

第五条

1 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

2 （略）

◎ 日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）（抄）

（責務）

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

参照条文

◎ 日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）（抄）

別表（第十六条関係）

表（略）

（整理方法）

- 1 法第十四条各号の営業収益及び営業費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。
- 2 同条各号に関連する営業費用は次の基準によりそれぞれの業務に整理すること。

（1） 営業原価

人 件 費	同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、同条各号の業務のいずれかの業務に直接従事している職員の人員数比又は作業内容を同じくする職員の集団ごとの業務において取り扱う件数の比若しくは体積の比
燃 料 費	車両を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比又は体積の比
車両修繕費	車両を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比又は体積の比
減価償却費	関連する固定資産価額比、固定資産を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比又は面積の比
施設使用料	賃貸施設を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比又は面積の比
租 稅 公 課	関連する固定資産価額比、固定資産を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比又は面積の比
集配運送委託費	集配運送委託契約に基づき委託する業務において取り扱わせる件数の比又は体積の比

（2） 販売費及び一般管理費

人 件 費	同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、同条各号の業務のいずれかの業務に直接従事している職員の人員数比、作業内容を同じくする職員の集団ごとの業務において取り扱う件数の比又は営業原価比
減価償却費	関連する固定資産価額比、固定資産を使用して直接行う業務において同条各号の複数の業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比、面積の比又は営業原価比
宣伝広告費	同条各号の業務のいずれかの業務に係る宣伝広告費比